

職務分掌規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織及び職務分掌を明確に規定し、各部門の遂行すべき基本的な任務を定め、組織的かつ効率的な業務運営を図ることを目的とする。
- 2 各組織単位は、常に本連盟の業務活動が有機的に行われるよう相互の関連業務で強調しなければならない。
 - 3 臨時に必要な場合は、常務理事会の決議により変更又は特別の職務を設け、又は所定業務に関し特例を定めることができる。

第2章 専門委員会、特別委員会及び事務局の関係

(専門委員会)

- 第2条 各専門委員会の委員長は、本規程及び職務権限規定に基づき、代表理事から委任を受けた範囲で専門的分野における業務を執行し、委員は委員長の業務執行を支援する。
- 2 事務局は専門委員会の委員長及び委員を補助する。

(特別委員会)

- 第3条 特別委員会は、理事会の諮問機関として特定の専門事項について調査研究、協議及び審査を行い、理事会に意見を具申する。
- 2 事務局は特別委員会の委員長及び委員を補助する。

(事務局)

- 第4条 事務局は、各専門委員会の業務執行機関として所管する業務を補助する。
- 2 事務局は、各特別委員会の諮問機関として所管する業務を補助する。
 - 3 事務局は、専門委員会及び特別委員会に委任されない事業及び管理に関する業務を所管する。

第3章 組織

(組織図)

- 第5条 本連盟の組織図は、別表（一）のとおりにする。

(専門委員会の設置)

- 第6条 本連盟には、次の専門委員会を置く。
- (1) 競技委員会
 - (2) 競泳委員会
 - (3) 総務委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) アスリート委員会
 - (6) 国際委員会
 - (7) アンチドーピング委員会

(特別委員会の設置)

- 第7条 本連盟には、つぎの特別委員会を置く。
- (1) 選手選考委員会

(事務局の機構)

- 第8条 事務局に総務、経理の2部門を置く。

第4章 職務分掌

(所管業務)

第9条 各専門委員会、特別委員会及び事務局の所管業務は別表二のとおりとする。

(事務局が行う補助業務の調整)

第10条 事務局が専門委員会及び特別委員会の所管業務を補助するにあたり、各専門委員会、特別委員会との間で業務の調整を行うものとする。

第5章 雑 則

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑 則)

第12条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、代表理事が定める。

附則 1 本規程は一般社団法人日本知的障害者水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 令和元年(2019年)6月8日別表に改定